

論文審査の結果の要旨

氏 名 ウリセス・グラナドス・キロス

共存と不和：南シナ海における領有権をめぐる紛争の分析、1902－1952年

本論文は、20世紀前半期における南シナ海の領有権をめぐる国際紛争について、イギリス・フランス・日本・中国のそれぞれの原資料に基づいて、国際交渉過程を再構成した「南洋問題」に関する研究であり、なかでも、1951年のサンフランシスコ条約までを画期とする半世紀におよぶ時期について、中国の政策施行過程を中心として、研究史上初めて分析した力作である。とりわけ1946－1952年の期間は、領有権紛争の開始から、アジアにおける植民地時代の後期として、また、国際関係における地域的な勢力の再構成の時期として、さらに東・東南アジアにおける冷戦時代の初期として、現在に連なる南シナ海の領有権紛争の歴史および歴史叙述にとってきわめて重要なことを明らかにした。

各交渉主体の原資料を博搜し、それを、系統的に論理付けしたことによって、例えれば、フランスとその保護国である安南政府に対する政策の違いなどが明らかにされたことにより、錯綜し重層化する権力関係が、海洋諸島の領有権紛争をめぐって現出したことが明らかにされた。

また、戦後に、フィリピン人トマス・クロマが主張した「フリーダムランド」が検討されるなど、それぞれの交渉主体のみならず、当該海域にかかわる理念が、植民地的領海から国家主権の下での、さらには、共有の海という理念にまで及んでいることが分析され、歴史的にそれらのいくつかは過度に強調されたり無視されたりしているため、より歴史整合的な叙述と位置付けが必要であるとする、広い視野と方法論的関心に裏付けられた結論を導いている。

残された課題として、法律的な議論からの整理を深めること、各国の主張と相互の交渉過程との関連、また、日本の海洋政策と中国のそれとの相関性、などの点が存在する。

しかし、これらのテーマは、新たな資料の発掘の下に、稿を改めて検討すべきであり、本論文において明らかにされた南シナ海における領有権紛争に関する議論をいささかもそこなうものではないと考える。本委員会は、上記のような画期的な成果をあげていることに鑑み、本論文を博士（文学）の学位に十分に相当するものであると判断する。